

(速報)

(公財) 建築技術教育普及センター平成 30 年度普及事業の助成  
研修会「災害に係る住家の被害認定」開催報告

報告者 庫川尚益

第一回 災害に係る住家の被害認定調査の概要

日時 2018 年 9 月 12 日 (水) 18:00~20:00

場所 建築家会館 3 階大会議室 (渋谷区神宮前 2-3-16)

主催: 一般社団法人 災害総合支援機構

後援: 災害復興まちづくり支援機構 公益社団法人 日本建築家協会

公益社団法人 日本建築士会連合会 一般社団法人 東京建築士会

研修内容

1. 研修会の目的と進め方 (10 分)

宮島 亨 RMO 災害コーディネーター 一級建築士 (V 建築設計室)

2. 住家被害認定制度について (20 分)

郡山貞子 RMO 災害コーディネーター 一級建築士 (郡山建築設計事務所)

3. 建物構造の基礎知識及と地震被害について (60 分)

3-1 木構造の基礎知識 (30 分)

庫川尚益 RMO 災害コーディネーター 一級建築士 (くらかわプランニング設計)

3-2 鉄筋コンクリート造の基礎知識 (30 分)

今井章晴 建築耐震アドバイザー 一級建築士・マンション管理士 (ハル建築設計)

最初に宮島氏により研修の目的や進め方について説明があった。

○研修会の目的

住家被害認定調査については、外観目視による第一次調査はスピードを重視している一方で、被災者が納得する調査結果とならないこともあり、外観目視だけでなく、建物内部に立ち入り調査する第二次調査を申請するケースが増加している。第二次調査には一定の専門的な知識や能力が求められることから、調査技術に習熟した技術者の育成は急務となっている。このため、今般住家被害認定の研修会を開催するものである。

○期待する効果

本研修会を受講した技術者の名簿を整備することにより、今後の災害時の備えとする。調査に従事する技術者の確保及び調査能力の向上が、被災者の早期の復興に資するものと期待する。

○研修会の進め方

- ・テキスト：「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」平成 30 年 3 月内閣府（防災担当）
- ・ワークショップ：テキストに沿って解説を行った後、模型を使用して被害程度を調べて調査用紙に記入することで、一連の流れを習得する。また受講者同士の認定結果の比較検討を行い、より正確な調査結果がえられるようにする。
- ・ファシリテーター：宮島 亨、郡山貞子、庫川尚益  
内閣府防災担当による直接研修を複数回受講の上、被災地において被害認定実務を経験している RMO 認定災害コーディネーター
- ・講師：原則ファシリテーターが担当するが、適宜外部の専門家、行政関係者などを予定引き続き郡山貞子氏が住家の被害認定制度について説明した。

#### ○住家被害認定制度について

- ・被害認定とは
- ・被害の程度とは
- ・調査の方法は
- ・罹災証明書とは
- ・支援（金）や給付などについて
- ・災害関係の法律

次に建築以外の専門分野の受講者を対象として建築構造の基礎的な事柄について、木造を庫川尚益氏、非木造を今井章晴氏が解説した。

#### ○木構造の基礎知識（テキストにある図解の見方を中心に）

- ・構造別住宅戸数
- ・災害と木造住宅
- ・建物に働く力
- ・屋根
- ・壁
- ・基礎
- ・躯体構造

#### ○鉄筋コンクリート造の基礎知識

- ・建築一般構造 建築構造の分類
- ・鉄筋コンクリート造の基礎知識
- ・構造形式
- ・絵で見る力と形
- ・ラーメン構造
- ・非木造ー地震による被害認定フローと被害の判定
- ・耐震基準の変遷
- ・鉄筋コンクリート造の地震被害

- ・熊本地震（非構造壁の損傷、復旧工事中のマンション、復旧したマンション）

以上の内容で予定時間の 2 時間を使い切ってしまったのですが、参加者皆さんのお許しを  
えて質問時間をとりました。

- ・主な質問

Q：総務省の統計にある住戸数や棟数、世帯数の違いとは？

Q：被害認定は行政職員が行うとあるが、民間の専門家のかかわり方はどのようになっ  
ているか？

Q：認定結果に納得しない被災者の求めで再調査をするとあるが、再調査回数の限度はあ  
るか？

Q：鉄筋コンクリート造の非構造部分の破損のみでも全壊認定になることはあるか？

#### ■開催日および開催場所

日 時：毎月第 2 水曜日 18：00～20：00

場 所：建築家会館 3 階大会議室 （渋谷区神宮前 2-3-16）

.....

第一回 2018 年 09 月 12 日（水）「災害に係る住家被害認定調査の概要」

第二回 2018 年 10 月 10 日（水）「地震災害」

第三回 2018 年 11 月 14 日（水）「地震災害」

第四回 2018 年 12 月 12 日（水）「水害」

第五回 2019 年 01 月 09 日（水）「水害」

第六回 2019 年 02 月 13 日（水）「風害及び液状化」

.....

以上